

令和3年度 償却資産（固定資産税）申告の手引き

市の花 ニッコウキスゲ



市の木 ヤマボウシ

はじめに

市税につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、償却資産（固定資産税）の申告の時期がまいりました。この「申告の手引き」をご参考に、**「償却資産申告書」を令和3年2月1日（月）まで提出**くださるようお願いいたします。

固定資産税は、土地・家屋だけでなく事業用の償却資産にも課税され、その所有者は毎年1月1日現在に所有している償却資産について償却資産申告書を提出していただく必要（申告義務）があります。

具体的には、個人や法人で事業用として所有している資産（農業用設備、工場の機械、賃貸住宅や駐車場等の外構や舗装工事、店舗の看板や冷蔵庫などの備品等）が申告の対象となります。

なお、申告書は提出期限直前になりますと窓口等が混雑しますので、お早めにご提出くださいますよう、ご協力をお願いいたします。

栗原市総務部税務課

1. 償却資産について

(1) 償却資産とは

「償却資産」とは、土地及び家屋以外の事業用資産で、減価償却額又は減価償却費が法人税又は所得税法の所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるものを言い、例えば、会社や個人で事業を行っている方が事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等が対象となります。

償却資産の種類と具体例

資産の種類		主な資産
1	構築物	門、塀、舗装路面(駐車場・構内)、煙突、受水槽、広告設備、庭園、ビニールハウス、側溝や土地に定着する土木設備又は工作物等
	建物附帯設備	受変電設備、屋外給排水設備、建築設備、内装・内部造作等
2	機械及び装置	厨房設備、自動車整備業用設備、建設機械、農業用機械、印刷機、コンベアー、プレス、旋盤、水産養殖設備、その他物品製造・修理等に使用する機械装置等
3	船舶	漁船、貨物船、客船、釣船、貸しボート、船舶修理費用等
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車両・運搬具	電車、貸車、フォークリフト、クレーン車、大型特殊自動車、台車等 ※自動車税、軽自動車税の対象になる資産(トラクター、乗用田植機等)は入りません。
6	工具・器具・備品	事務用機器、自動販売機、看板、計量器、レジスター、取付工具、金庫、貸衣装、印刷工具、応接セット、その他事務用器具備品等

(2) 建築設備における家屋と償却資産の区分

家屋には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備等の建築設備(家屋と一体となって家屋の効用を高める設備)が取り付けられておりますが、固定資産税における取扱いでは、家屋と償却資産を区分して評価します。また、建築設備は、家屋と建築設備の所有関係によっても取扱いが変わります。

建築設備における家屋と償却資産の区分例

	設備等の内容	家屋と建築設備等の所有関係			
		同じ場合		異なる場合	
		家屋	償却資産	家屋	償却資産
1	床、壁、天井仕上等	○			◎
2	工場等の動力源である電気設備、中央監視制御装置、電話交換機		◎		◎
3	ビル等における受・変電設備、発電機設備、蓄電池設備		◎		◎
4	電気設備 (2、3に該当するものを除く)	○			◎
5	冷凍倉庫における冷凍設備		◎		◎
6	屋外に設置された給水塔、独立煙突、屋外供給本管		◎		◎
7	給排水、衛生及びガス設備	○			◎
8	冷房、暖房及び通風設備(10に該当するものを除く)又はボイラー設備(工場等における生産設備であるボイラーを除く)	○			◎
9	昇降機設備	○			◎
10	ルームエアコン等の空調設備(ただし、家屋と構造上一体のものを除く)		◎		◎
11	エアーカーテン及びドア自動開閉設備	○			◎
12	店用簡易装備、間仕切 (簡易なものを除く)	○			◎
13	外構工事一式(門、塀、緑化施設等)		◎		◎

(参考) 業種別の主な償却資産の例

業種	償却資産の名称 (取得価額が10万円以上のもの)
各業種共通のもの	受変電等の電気設備、駐車場設備、舗装路面、庭園、門、塀、外灯、ネオンサイン、広告塔、パーティション、看板、キャビネット、コピー機、パソコン、エアコン、レジスター、金庫、内装(テナントが施工したもの)等
病院	ベッド、手術台、X線装置、分娩台、心電計、電気血圧計、保育器、CTスキャン、脳波測定器、給食用厨房設備、各種キャビネット等
小売店 製パン業・製菓業	陳列ケース、陳列棚、冷蔵庫、冷凍庫、自動販売機、窯、オープン、スライサー、おん練機、ミキサー、厨房設備、ビニール包装機等、ミンチ機等
理容業・美容業	理美容椅子、洗面設備、内装(テナントが施工したもの)、タオル蒸器、テレビ、サインポール等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ミシン、ビニール包装設備等
飲食店	カウンター、家具、室内装飾品、厨房設備、テレビ、カラオケセット、放送設備、冷蔵庫、冷凍庫、自動販売機、内装(テナントが施工したもの)、改装(自己所有)等
不動産貸付業(アパート、マンション等)、駐車場業	受変電設備、自家発電等電気設備、屋外給排水ガス設備、外溝(舗装路面、フェンス、門、塀)、看板、広告設備、エアコン、通信放送設備、中央監視設備、集合郵便受、消火器、昇降機、ゴミ置場、駐輪場、料金清算機等
パチンコ店 ゲームセンター	パチンコ台、パチスロ台、島設備、玉貸し機、カード発行機、ゲーム機、両替機等
ガソリンスタンド、自動車修理業、洗車業	ガソリン計量器、リフト、充電器、テスター、照明設備、地下タンク、自動販売機、独立キャノピー、オイルチェンジャー、タイヤチェンジャー、洗車機、舗装路面、塀、吸塵機等
製造業・加工業 修理業	受変電設備、製造加工機械、屋外照明の電気設備、看板、タンク、受水槽、プレス、旋盤機、研磨盤、カンナ機、ボール盤、プレス機、溶接機、ベルトコンベアー、印刷機、測定機器、修理工具及び機器等
建設業	建設機械、大型特殊自動車、ミキサー、コンクリートカッター、ポンプ等
漁業	船舶、船舶用機器(GPS、魚群探知機等)、機関交換、船舶修理費用、網、ロープ、養殖設備等
農業	ビニールハウス(張替え含む)、籾摺機、乾燥機、精米機、ロータリーカルチ等

事業種別による償却資産耐用年数の例 (機械及び装置部分のみ)

種類	耐用年数	償却資産の例示
農業用設備	7年	歩行用トラクター、モア、耕うん機、栽培管理用具など
林業用設備	5年	動力伐採機、自動穴掘機、乾燥用バーナーなど
水道業用設備	18年	上水道又は下水道業用設備
飲食業用設備	8年	料理店用設備及び給食用設備、引湯管など
宿泊業用設備	10年	ホテル、旅館用設備
洗濯、理美容 又は浴場業用設備	13年	クリーニング設備、公衆浴場設備(釜、温水器及び温かん)など
自動車整備業用設備	15年	自動車分解整備業用設備、洗車業用設備など
電気業用設備	17年	太陽光発電設備(下記参照) ① 法人…事業*の用に供することができる設備は、申告の対象となります。 ② 個人(事業用)…売電やアパート、店舗など、事業の用に供することができる設備は、申告の対象となります。 ③ 個人(住宅用)…発電出力10キロワット以上の設備は売電事業用の資産となりますので、申告の対象となります。(10キロワット以下は対象外です。) *事業とは 一定の目的のために一定の行為を継続、反復して行うことをいいます。

2. 償却資産の申告について

(1) 申告していただく方

工場や商店の経営や、駐車場またはアパートを貸し付けているなど、事業を営んでいる方で、栗原市内に償却資産をお持ちの場合は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在(賦課期日)の所有状況を申告していただくこととなっています。

申告書の記入の際には、法人の方は固定資産台帳や法人税申告書別表16(2)等を参考として、また、個人の方は所得税の申告における減価償却明細、固定資産を管理している帳簿等をもとに申告書へ所定の事項を記入してください。

(2) 申告の対象となる償却資産

①土地、家屋以外の有形固定資産で、減価償却額又は減価償却費が法人税又は所得税法の所得の計算上、損金又は必要な経費に算入される資産

なお、以下の資産も申告が必要となりますので、ご注意ください。

- 一 償却済資産(減価償却が終わり、帳簿上残存簿価である1円で計上されている資産)
- 二 建設仮勘定で経理されている資産
- 三 遊休資産(稼動を休止しているが、維持補修が行われている資産)
- 四 未稼動資産(既に完成しているが、まだ稼動していない資産)
- 五 簿外資産(帳簿上は記載されていなくても、本来は減価償却が可能な資産)
- 六 決算期以降に取得された資産で、未だに固定資産勘定に計上されていない資産
- 七 借用資産(リース資産※)であっても、契約の内容が割賦販売と同様である資産

※リース資産について

一般にリース資産は、その資産の所有者(リース会社等)が申告することになりますが、リース契約の内容により取扱いが変わってきます。

- ・一般的な賃貸借契約 …… リース期間終了後、資産が貸主に返還される場合は貸主(リース会社等)が申告
- ・所有権留保付割賦販売契約 …… リース期間終了後、借主に資産の所有権が移転する場合は借主が申告

②耐用年数が1年以上で、かつ取得価額(1個又は1セット当り)が10万円(取得時期によっては20万円)以上の資産

《個人の場合》

	取得時期	取得価額	国税の取扱い	償却資産(固定資産税)の取扱い
ア	平成元年3月31日までに取得した資産	10万円未満	必要経費	申告対象外
		10万円以上	減価償却	申告対象
イ	平成元年4月1日から平成10年12月31日までに取得した資産	20万円未満	必要経費	申告対象外
		20万円以上	減価償却	申告対象
ウ	平成11年1月1日以降取得した資産	10万円未満	必要経費	申告対象外
		10万円以上	3年間一括償却	申告対象外
		20万円未満	減価償却	申告対象
		20万円以上	減価償却	申告対象

《法人の場合》

	取得時期	取得価額	国税の取扱い	償却資産(固定資産税)の取扱い
ア	平成元年3月31日までに取得した資産	10万円未満	損金算入 減価償却	申告対象外 申告対象
		10万円以上	減価償却	申告対象
イ	平成10年3月31日以前に開始された事業年度に取得した資産	20万円未満	損金算入 減価償却	申告対象外 申告対象
		20万円以上	減価償却	申告対象 (ただし、アの資産は除きます)
ウ	平成10年4月1日以後に開始された事業年度に取得した資産	10万円未満	損金算入	申告対象外
			3年間一括償却	申告対象外
		10万円以上 20万円未満	減価償却	申告対象
			3年間一括償却	申告対象外
20万円以上	減価償却	申告対象		
20万円以上	減価償却	申告対象		

- ③賃借人(テナント)が施工した内装、造作、建築設備等の資産
 賃借人(テナント)が施工した内装、造作、建築設備等の資産については、賃借人(テナント)を所有者とみなしますので、建物を賃借された方が申告してください。(地方税法第343条第9項)

(3) 国税との主な違い

項目	国税(法人税・所得税)	地方税(固定資産税)
償却計算の基準日	事業年度(決算期)	暦年(賦課期日制度)
減価償却の方法	定額法と定率法の選択制	定率法 減価率は「*固定資産評価基準」で定められているもの
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却(1/2)
圧縮記帳の制度(注1)	認められます	認められません
特別償却・割増償却(注2)	認められます	認められません
少額減価償却資産の即時償却(注3)	認められます	認められません
増加償却(注4)	認められます	認められます
評価額の最低限度	備忘価格(1円)まで	取得価格の100分の5
改良費	合算評価	区分評価 改良を加えられた本体部分と改良部分を区分して評価する

*…『固定資産評価基準』とは、地方税法第388条に基づく総務大臣の告示です。

- (注1) 圧縮記帳の制度は認められておりませんので、国庫補助金等で取得した資産で取得価額を圧縮しているものについては、圧縮前の取得価額を記入してください。
- (注2) 特別償却とは、資産取得時に、普通償却のほかに、その取得価額に一定割合を乗じた金額を必要経費又は損金の額に算入する制度のこと。割増償却とは、普通償却のほかに、年分又は事業年度の普通償却の額又は普通償却限度額に一定割合を乗じた金額を必要経費又は損金の額に算入する制度のこと。
- (注3) 少額償却資産の即時償却とは、中小企業者に該当する個人又は法人等が、30万円未満の減価償却資産を取得した場合に、その全額を必要経費に算入又は損金算入することができる制度のこと。
- (注4) 法人税法施行令第60条又は所得税法施行令第133条の規定により、税務署長に増加償却の届出を行っている資産がある場合は、「届出書」の写しを添付してください。

(4) 申告の対象とならない償却資産

次に掲げる資産は、償却資産(固定資産税)の対象にならないので申告の必要はありません。

- 一 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの(トラクター、乗用コンバイン等)
- 二 無形固定資産(ソフトウェア、鉱業権、漁業権、特許権等)
- 三 繰延資産(創立費、開業費等)

(5) 提出していただく書類

- 償却資産申告書(種類別明細書の総括表)
- 種類別明細書(増加資産・全資産用)

※増加償却をしている場合は、税務署への届出書の写しを添付してください。

(6) 申告書の提出等について

- ①申告書の提出については、栗原市総務部税務課固定資産税係のほか、各総合支所市民サービス課でも受け付けております。また、郵送の場合は下記送付先までお送りください。

郵送の場合の送付先

〒987-2293 宮城県栗原市築館薬師一丁目7番1号
「栗原市 総務部 税務課 固定資産税係 行き」

- ②申告書及び増減明細書は、栗原市総務部税務課固定資産税係のほか、各総合支所市民サービス課にもございます。また、栗原市のホームページからダウンロードすることもできます。(ホームページ <https://www.kuriharacity.jp/>)
- ③ご都合により期限までに申告書を提出できない場合には、必ず電話等でその旨を栗原市総務部税務課固定資産税係までご連絡ください。

(7) 申告書の提出期限

令和3年2月1日(月)です。

(8) 申告時のお願い

- ①該当する資産がない場合又は前年中に資産の増減がなかった場合でも、「償却資産申告書」に所定の事項及び備考欄にその旨を記入いただき、必ず提出してください。また、社名変更、事業所の転入・転出、休業・廃業・解散等についても異動内容がわかるように備考欄へ記入してください。
- ②相続等により所有者に変更がある場合は、旧所有者の氏名・住所に取り消し線を加筆し、余白に新所有者の氏名・住所を記入してください。
- ③固定資産税(償却資産)の賦課期日は1月1日です。事業年度末以降、賦課期日までの資産の増減についても申告漏れのないようご注意ください。
- ④個人番号(マイナンバー)又は法人番号の記入をお願いします。地方税法施行規則の一部改正により、平成28年以降の申告には個人番号又は法人番号の記入が必要になりました。
- ⑤申告書を郵送される場合で、税務課の收受印のある申告書の控えが必要な方は、必ず返送先を記入し、送料分の切手を貼った返信用封筒を同封してください。

(9) 固定資産税の特例

東日本大震災により被災した償却資産の代わりに取得等した償却資産や、生産性向上特別措置法による認定を受けた償却資産など、地方税法上の規定により一定の要件を満たす償却資産については、課税標準の特例が適用され、固定資産税の軽減が受けられます。該当する償却資産を所有されている方は、税務課固定資産税係までお問い合わせください。

記入例

種類別明細書(増加資産・全資産用)

○記入する資産は令和3年1月1日現在の内容です。

※所有者コード		所有者氏名		②		③		④		⑤		⑥
資産の種類	資産コード	資産の名称	数量	取得年月	取得価額	耐用年数	減価残存率	価額	※課税標準額の特別率	課税標準額	増加事由	摘要
01	10001	広告塔	1	S63.10	844,954	20	0.891	42,247		42,247	1・2 3・4	
02	10002	駐車場舗装	1	S63.10	1,000,000	10	0.794	50,000		50,000	1・2 3・4	
03	20003	金属加工機械	1	H15.5	45,000,000	9	0.774				1・2 3・4	減失
04	60004	ビニールハウス	1	R2.3	1,000,000	10	0.897	897,000			1・2 3・4	
05	60005	事務用パソコン	2	R2.7	400,000	4	0.781	312,400			1・2 3・4	
06	60006	応接セット	1	R2.11	1,000,000	5	0.815	815,000			1・2 3・4	
07											1・2 3・4	
19											1・2 3・4	
20											1・2 3・4	
		小計										

※計算方法は次頁をご覧ください。

軽トラック、トラクター、田植機、コンバインなど「軽自動車税」の対象となる資産については記載しないでください。

①資産の種類は

- 1. 構築物 2. 機械及び装置 3. 船舶 4. 航空機
- 5. 車両及び運搬具 6. 工具及び備品

上記の資産の種類に対応する1から6までの数字を記入してください。

⑤増加事由は

- 1. 新品取得 2. 中古品取得 3. 異動による受け入れ 4. その他

のいずれか該当するものを○で囲んでください。

⑥摘要欄には資産の移動理由等の参考となる事由を記入してください。

(例) 減失、中古取得等

⑦資産が減少した場合は、見え消し線を引き、摘要欄に理由を記入してください

⑧資産を取得した場合は、資産の種類等必要事項を記入し、増加事由の該当するものを○で囲んでください。

また、中古品取得の場合は必ず摘要欄に「中古取得」と記入してください。

3. 償却資産の評価方法等

(1) 課税標準額・免税点・税率等

- ①償却資産に対して課される固定資産税の基礎となる課税標準額は、償却資産取得年月、取得価額及び耐用年数より算定された評価額の総額となります。
- ②課税標準額が150万円未満(免税点未満)の場合、償却資産分の固定資産税は課税されませんが、課税の有無にかかわらず、申告の必要があります。
- ③税率は100分の1.4(課税標準額×1.4%=年税額)です。納期は4期(5月、7月、9月、11月)となっており、土地や家屋など他の固定資産税と合わせて納付することになります。

(2) 償却資産の評価方法

償却資産の評価方法については、資産一品ごとに下記の方法により評価額を算出し、全資産の合計が決定価格(課税の基礎となる価格)となります。(償却資産の評価額等の最低限度額は、取得価額の100分の5に相当する額です。)

①評価額の算出方法

- ・前年中 評価額 = 取得価額 × (1 - 減価率 / 2)
- ・前年前 評価額 = 前年度の評価額 × (1 - 減価率) ※減価率については下の表を参照

■評価額計算例(記入例:応接セット)

□前年中に取得した資産の価額が1,000,000円、耐用年数5年の場合

- ・減価残存率の算出
減価残存率 = (1 - 0.369 / 2) = 0.8155 ≒ 0.815
- ・1,000,000円 × 0.815 = 815,000円

□前年前に取得した資産(2年目以降)の前年評価額が815,000円、耐用年数5年の場合

- ・減価残存率の算出
減価残存率 = (1 - 0.369) = 0.631
- ・815,000円 × 0.631 = 514,265円

減価率・減価残存率一覧表

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
2	0.684	0.658	0.316	12	0.175	0.912	0.825
3	0.536	0.732	0.464	13	0.162	0.919	0.838
4	0.438	0.781	0.562	14	0.152	0.924	0.848
5	0.369	0.815	0.631	15	0.142	0.929	0.858
6	0.319	0.840	0.681	16	0.134	0.933	0.866
7	0.280	0.860	0.720	17	0.127	0.936	0.873
8	0.250	0.875	0.750	18	0.120	0.940	0.880
9	0.226	0.887	0.774	19	0.114	0.943	0.886
10	0.206	0.897	0.794	20	0.109	0.945	0.891
11	0.189	0.905	0.811				

(3) 中古資産の耐用年数の計算について

①法定耐用年数の全部を経過した資産

その法定耐用年数の20%に相当する年数

②法定耐用年数の一部を経過した資産

その法定耐用年数から経過した年数を差し引いた年数に、経過年数の20%に相当する年数を加えた年数。

なお、これらの計算により算出した年数に1年未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、その年数が2年に満たない場合には2年とします。

■計算例 法定耐用年数が30年で、経過年数が10年の見積耐用年数

・法定耐用年数から経過した年数を差し引いた年数

30年－10年＝20年

・経過年数10年の20%に相当する年数… 10年×20%＝2年

・耐用年数… 20年＋2年＝22年

4. 調査協力をお願い

(1) 実地調査について

申告書の受理後、地方税法第353条及び第408条に基づいて実地調査を行うことがありますので、その際にご協力をお願いいたします。また、実地調査に伴って修正申告をお願いすることがありますが、その場合の課税年度については、現年度だけではなく、資産の取得時期に応じて遡及することがありますので、あらかじめご了承ください

(2) 虚偽の申告をした場合又は申告をしない場合

申告すべき事項について、虚偽・過少の申告をした場合、又は正当な理由がなく申告をしない場合は、罰則規定により罰金又は過料を科せられることがあります。(地方税法第385条、第386条)

お問い合わせ先

栗原市 総務部税務課固定資産税係

〒987-2293 宮城県栗原市築館薬師一丁目7番1号

電話 0228-22-1121(内線 272・283) / FAX 0228-22-0340

ホームページ <https://www.kuriharacity.jp>

E-Mail zeimu@kuriharacity.jp